厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（本省及び中央労働委員会の定員） **第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び中央労働委員会の定員） **第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 三一、七二二人 / （略） （略） / （略） / （略） 合計 / 三一、八二二人 /	区分 / 定員 / 備考 本省 / 三一、七四七人 / （略） （略） / （略） / （略） 合計 / 三一、八四七人 /

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十六号

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和二年政令第九十八号）の施行に伴い、並びに介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第一条の四第二項、第三項、第五項及び第六項、第六条第五項第一号、第七条第二項並びに第十条の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令及び介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令及び介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）

第一条　介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（基金事業対象比率の算定に当たっての介護保険事業に係る収入額の算定方法） **第一条の三**　算定政令第六条第五項第一号に規定する標準給付費額（同号に規定する標準給付費額をいう。以下同じ。）及び法第百十五条の四十五に規定する地域支援事業に要する費用の額に充てるべき額は、各年度の施行令第三十八条第三項第二号に規定する合算額から同号に規定する法第百二十二条の三第一項の規定による交付金の額のうち介護保険事業に要する費用の額に充てるべき額、同号に規定する法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額並びに同号に規定するその他介護保険事業に要する費用のための収入のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額の合計額の総額を控除して得た額の総額とする。 2　算定政令第六条第五項第一号に規定する法第百二十二条の三第一項の規定による交付金の額のうち介護保険事業に要する費用の額に充てるべき額について準用する。 3　算定政令第七条第二項に規定する法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に充てるべき額は、これらの補助金のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額を控除して得た額とする。 （単年度基金事業対象収入額の算定方法） **第二条**　前条第二項の規定は、算定政令第七条第二項に規定する法第百二十二条の三第一項の規定による交付金の額のうち介護保険事業に要する費用の額に充てるべき額について準用する。 2　算定政令第七条第二項に規定する法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に充てるべき額は、これらの補助金のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額を控除して得た額とする。 3　（略）	（基金事業対象比率の算定に当たっての介護保険事業に係る収入額の算定方法） **第一条の三**　算定政令第六条第五項第一号に規定する標準給付費額（同号に規定する標準給付費額をいう。以下同じ。）及び法第百十五条の四十五に規定する地域支援事業に要する費用の額に充てるべき額は、各年度の施行令第三十八条第三項第二号に規定する合算額から同号に規定する法第百二十二条の三第一項の規定による交付金の額、同号に規定する法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額並びに同号に規定するその他介護保険事業に要する費用のための収入のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額の合計額の総額を控除して得た額の総額とする。 （新設） （単年度基金事業対象収入額の算定方法） **第二条**　（新設） 算定政令第七条第二項に規定する法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に充てるべき額は、これらの補助金のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額を控除して得た額とする。 2　（略）